



岐阜市こども計画

こどもファーストでみんなを笑顔にするまちへ

令和7年3月

はじめに

我が国では急速な少子化と人口減少に直面するなか、「こども基本法」が令和4年に制定され、子どもを権利の主体とし、その権利を保障するとともに、子どもや若者、子育て家庭への直接的な支援に加え、賃上げや「三位一体の労働市場改革」の推進など、さまざまな角度から少子化対策が進められています。

しかしながら、全国的に未婚化や晩婚化、希望の子ども数が持てないなど、少子化は依然進行形であり、世帯構造・家族観の変化や地域での人間関係の希薄化等による家庭や地域での子育て力の低下、児童虐待や不登校、いじめ、子どもの貧困など、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。



このような状況のなか、本市では“こどもファースト”を政策の基本方針として掲げ、子どもたちを取り巻くさまざまな課題に光を当て解決していくことが、あらゆる世代における多様な社会課題の突破口になるという考えから、子ども・子育て支援に重点的に取り組んでいます。令和6年4月には従来の「子ども家庭総合支援拠点」と「母子健康包括支援センター」を一体的に運営する「岐阜市こども家庭センター」を開設し、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援体制を整備するとともに、困難を抱える子ども・若者に対する専門的支援を実施しています。また、子どもたちが健やかに成長し、ウェルビーイングを実現できるよう、乳幼児期の絵本の読み聞かせ、義務教育学校の設立、小・中学校におけるフリースペースの整備、児童館・児童センター幼児室のリノベーションなどに力を入れてきました。

こうしたさまざまな取り組みを通して、希望あふれる未来を子ども・若者が自ら切り拓く「自ら育つ力」をはぐくむとともに、市民の皆様が安心して子どもを産み、育てる喜びを実感し、子どもが健やかに成長する環境をさらに整えるため、「岐阜市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備の取り組み等を定める「次世代育成支援対策行動計画」、すべての子どもが夢や希望を持てるよう子どもの貧困解消に向けた対策を定める「こどもの貧困解消対策計画」、幼児期の学校教育・保育等の需要に対する供給体制の確保方策等を定める「子ども・子育て支援事業計画」の3つの計画を包含しており、これらの計画を一体的に推進し、より一層効果的な子ども・子育て支援に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心かつ慎重なご審議を賜りました岐阜市子育て支援会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆様、子ども・若者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

岐阜市長 柴橋 正直

もくじ

序 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3

第1章 岐阜市の現状と課題

1	人口の状況	4
(1)	人口	4
(2)	出生の状況	5
2	子ども・若者の状況	6
(1)	子ども・若者の人口	6
(2)	障がいのある子ども等の状況	7
(3)	小・中学校における不登校やいじめの状況	8
(4)	就学援助の状況	9
(5)	晩婚化の状況と影響	10
(6)	子ども・若者の意見等	11
3	家庭の状況	12
(1)	世帯数	12
(2)	ひとり親家庭等の状況	13
(3)	家庭での子どもの状況	14
(4)	生活保護の状況	16
(5)	家庭における子育ての状況	16
(6)	教育・保育事業の利用意向	18
4	地域・社会の状況	19
(1)	父親の育児参加に対する考え方	19
(2)	育児休業の取得状況	20
(3)	母親の就労状況	22
(4)	まちの子育て環境	22
5	岐阜市子ども・子育て支援プランの評価	24
(1)	次世代育成支援対策の重点施策に対する目標数値の達成状況	24
(2)	子ども・子育て支援事業の目標事業量の達成状況	25
6	本市における課題の整理	27

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	30
2	SDGsの推進	30

第3章 次世代育成支援対策

1	次世代育成支援対策の基本目標と基本施策	32
2	次世代育成支援対策の重点施策と数値目標	35
3	次世代育成支援対策の展開	37

基本目標 1	次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする	
	“子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ	37
1	子どもの権利の尊重	37
2	子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	40
3	子どもの健やかなところとからだの成長の支援	44
4	さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援	46
5	障がいのある子どもへの支援	51
6	子どもの居場所づくり	54
7	次代の親の育成	56
基本目標 2	すべての親が子育ての喜びを実感できる	
	“家庭の子育て力”をはぐくむ	58
1	親の意識の醸成	58
2	子育て支援サービスの充実	60
3	多様な教育・保育サービスの充実	63
4	妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援	65
5	ひとり親家庭などの子育て支援	70
基本目標 3	みんなが子どもをいつくしみ育てる	
	“地域・社会の子育て力”をはぐくむ	72
1	地域の子育て支援ネットワークの推進	72
2	地域の子育て力の強化	74
3	地域における子どもの見守り活動の推進	78
4	仕事と生活の調和の実現	80
5	男女共同参画意識の啓発	84
6	経済的支援の充実	85
7	良質な居住の確保	87
8	良好な居住環境の整備	88
9	安心・安全なまちづくりの推進	90
	孤独・孤立対策に向けて	92
	基本目標ごとのライフステージ別基本施策	94

第4章 こどもの貧困解消対策

1	こどもの貧困解消対策の背景	98
(1)	ひとり親家庭の状況	99
(2)	就学援助の状況	101
2	こどもの貧困解消対策の基本的な考え方	102
(1)	基本的視点	102
(2)	基本方針	102
3	こどもの貧困解消対策の取り組み	103
1	教育の支援	103
2	生活の支援	104
3	保護者への就労の支援	106
4	経済的支援	107
5	相談支援体制の充実	108
6	支援ネットワーク体制づくり	109
7	調査研究	109

第5章 子ども・子育て支援

1	子ども・子育て支援の方向性	110
(1)	背景	110
(2)	意義	111
(3)	基本方針	111

2	子ども・子育て支援の取り組み	112
(1)	概要	112
(2)	事業の提供区域の設定と量の見込みの算出方法	114
(3)	幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実	118
(4)	地域子ども・子育て支援事業の充実	126
(5)	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保等	147
(6)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	148

第6章 計画の推進に向けて

1	推進体制	149
2	進捗管理	149

資料編

1	計画策定の経過	150
2	岐阜市子育て支援会議	151
3	計画策定にかかる調査等の概要	154
4	用語解説	160

※「こども」と「子ども」の表記について

この計画においては、特別な場合を除き、「子ども」を用いています。
特別な場合（「こども」を用いる場合）とは、以下のとおりです。

①国や県の法令等に根拠がある語を用いる場合

例：こども計画、こども家庭センター

②固有名詞を用いる場合

例：こどもファースト